

平成27年 国勢調査回答にご協力を

10月1日を基準日とする国勢調査を実施しています。

9月10日～20日のインターネット回答期間中にご回答のなかった世帯を対象に、9月下旬から「紙の調査票」を配布しています。

インターネット回答をしていない世帯で、10月1日現在、「紙の調査票」が届いていない場合は、ご連絡ください。

調査票は、次のいずれかの方法でご提出ください。

【郵送による提出】調査票と一緒に届けた封筒に封入し、10月7日まで、投函してください。

【調査員による回収】調査票配布時に調査員と約束した日時に、調査員が回収

に伺います。新たに回収を希望する場合は日時を変更したいときは、ご連絡ください。

問合先 総務課国勢調査担当 (☎042-383-1215) 午前9時～午後8時

史跡玉川上水および名勝小金井(サクラ)整備・活用のための作業説明会

都水道局では史跡玉川上水整備活用計画に基づき、水路・のり面の保全等のため玉川上水兩岸の樹木のせん定・伐採等の作業を行います。

また、市と都教育委員会は、昨年度に引き続き関野橋から梶野橋間の名勝小金井(サクラ)の並木にヤマザクラの補植を実施します。

とき 10月14日(水) 午後6時～7時30分

土地現況調査にご協力を

平成30年度の固定資産の評価替えに向けて、用途地区や状況類似地域の内容確認および道路等の状況を把握するため、10月から平成28年12月

まで現況調査を行います。なお調査は、市から委託を受け、身分証を携帯した調査員が行いますので、ご協力をお願いいたします。

問合先 資産税課土地係 (☎042-387-9821)

のすべての条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が平成28年度以降非課税扱いとなります。

なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非課税となっている私道は、申請の必要はありません。

【非課税の条件】 使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること

▽ 幅員が1・8以上であること

▽ 起点・終点が公道に接していること、または行き止まりの私道の場合(幅員4以上)、2棟以上の家屋が立ち並び、不特定多数の方が利用していること

量されたものとなりますが、地積が狭小で測量が容易である土地は、資格を有しない方によって作成したものでも差し支えありません。

申請・問合先 平成28年2月1日までに、印鑑および求積図を持参のうえ、市所定の申請書(資産税課で配布)に必要事項を明記し、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9821)へ。

小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成

教育委員会では、毎年、教育委員会における活動状況の自己点検・評価を実施することとが義務付けられています。

評価に当たっては、有識者からの意見聴取、報告書作成、議会への提出、公表を行うこととされています。

とされています。このたびは、教育目標および基本方針の実現に向け、「明日の小金井教育プラン」と「生涯学習推進計画」に基づいて推進する「平成26年度教育施策」に係る主な事業(62事業)について評価を行い、報告書を作成しました。

問合先 庶務課庶務係 (☎042-387-9872)

市施設の臨時休館・利用中止

【図書館東分室】 図書館システムのメンテナンスのため、次のとおり臨時休館します。

休館日 10月12日(祝) 問合先 図書館本館 (☎042-383-1138)

補助します。〈NPO法人を対象にした利子補給制度〉

市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)が市と契約した金融機関から借り受けた、特定非営利活動に係る事業資金の融資について、平成27年4月～9月の支払利子の一部を補助します。

問合先 経済課産業振興係 (☎042-387-9831)

◆共通◆ 制度内容、申込資格、必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

必要書類の準備に時間を要することもありますので、お問い合わせはお早めにお願います。

申請受付期間 10月1日(木)～30日(金) 問合先 経済課産業振興係 (☎042-387-9831)

国民健康保険

〈届きましたか新しい保険証〉

国民健康保険被保険者証の一斉更新を行い、10月からの新しい保険証を簡易書留郵便で郵送しました。

一般の被保険者証は「うぐいす色」、退職被保険者証は「藤色」です。届かない場合は、郵便局の不在票の有無を確認し、不在票が入っていた場合は、郵便局へ再配達連絡や受け取り手続きをしてください。

不在票がない場合や郵便局の保管期間が過ぎている場合は、至急、ご連絡

ください。なお、古い保険証は10月1日以降使用できません。

〈こんなときは14日以内に届け出を〉

住所・世帯等で変更があった場合は、世帯主の方は14日以内に届け出をしてください。(下表)

問合先 保険年金課国民健康保険係 (市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9833)

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書等
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	外国籍の人が国保に加入するとき	在留カード等、パスポート(法務大臣による指定書を含む)
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの
その他	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、在留カード等、パスポート(法務大臣による指定書を含む)
	外国籍の人が国保をやめるとき	
その他	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名などが変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、在学証明書、市外住所の住民票
	修学のため、別に住所を定めるとき	本人確認書類
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	

※ 保険証の受け渡しを行うときは、本人確認書類(免許証、パスポート等)が必要となります。
※ 届け出の際に、印鑑など上記以外のものが必要となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

各種利子補給制度

〈都クイック融資を利用している商工業者の皆さんへ〉

地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が東京都制度融資のクイック融資(略称「つなぎ」)を利用して市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、平成27年4月～9月の支払利子の一部を

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※ 保育あり(要事前申込)

名称	とき	ところ	内容	問合先
第8回長期計画審議会	10月5日(月) 18:00～	市民会館・萌え木ホールA会議室	第4次基本構想・後期基本計画の策定等について	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)
第2回まち・ひと・しごと創生総合戦略等検討委員会	10月6日(火) 18:00～	前原暫定集会所施設1階A会議室	人口ビジョン(素案)の検討について	企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)
第1回青少年問題協議会専門委員会	10月9日(金) 10:00～	市役所西庁舎2階第五会議室	専門委員会による青少年問題に関する協議	児童青少年課児童青少年係 (☎042-387-9847)
第3回土地開発公社評議員会	10月16日(金) 14:00～	市役所本庁舎3階第一会議室	資産(土地)の取得について ほか	土地開発公社事務局 (☎042-387-9851)
子ども家庭支援センター運営協議会(※)	10月20日(火) 10:00～	保健センター1階大会議室	子ども家庭支援センターの運営について	子ども家庭支援センター (☎042-321-3161)
保育検討協議会(※)	10月21日(水) 19:30～	市役所第二庁舎8階801会議室	保育所の設置主体に応じた現状分析および管理運営等の在り方について	保育課保育係 (☎042-387-9846)
第2回都市計画審議会	10月22日(木) 10:00～	市役所本庁舎3階第一会議室	小金井都市計画生産緑地地区の変更について	都市計画課都市計画係 (☎042-387-9859)